

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

### 奈良県規則第五十五号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和二十六年四月奈良県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条から第八条までを次のように改める。

**第三条から第八条まで 削除**

第二号様式から第四号様式までを次のように改める。

**第2号様式から第4号様式まで 削除**

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。